

天理駅前広場条例

天理駅前広場条例（平成14年12月天理市条例第33号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市のにぎわいづくり及び地域振興の拠点として、天理駅前において市の産業、文化及び観光の情報を発信し、多様な交流を促進するとともに、交通の利便及び安全かつ円滑な通行を確保するため、本市に駅前広場を設置する。

（名称、位置及び構成）

第2条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理駅前広場	天理市川原城町803番地

2 天理駅前広場（以下「駅前広場」という。）は、イベント広場区域及び交通広場区域並びに地下通路で構成し、次に掲げる施設を置く。

（1） イベント広場区域

- ア 多目的広場
- イ 野外ステージ
- ウ 自動車駐車場
- エ その他イベント広場区域に必要な施設

（2） 交通広場区域

- ア バスの停留所及び専用待機場
- イ タクシーの発着場及び専用待機場
- ウ その他交通広場区域に必要な施設

（3） 地下通路

（事業）

第3条 駅前広場は、にぎわいづくり及び地域振興に資する次に掲げる事業を行う。

- （1） 市の産業、文化及び観光の情報発信に関する事業
- （2） 多様な交流の促進に関する事業
- （3） その他駅前広場の設置目的を達成するために必要な事業

(行為の禁止)

第4条 駅前広場においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為
- (2) 駅前広場の施設、設備等を損傷し、又は汚損する行為
- (3) その他駅前広場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為

(利用時間)

第5条 駅前広場の利用時間は、規則で定める。

(行為の制限)

第6条 駅前広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 興業、物品の販売等の営利を目的とした行為
- (2) 募金、広告物の配布その他これらに類する行為
- (3) その他市長が許可の必要があると認める行為

2 前項の許可を受けた者は、その許可に係る事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項又は前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可)

第7条 駅前広場のうち、第2条第2項第1号ア及びイに掲げる施設は、地域振興に資すると認められる場合に、その全部又は一部を占用して使用することができる。

2 前項に規定する使用をしようとする者及び別表第2に掲げる設備を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用時間)

第8条 第6条又は前条の許可（以下「使用許可」という。）により駅前広場を

使用することができる時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用期間)

第9条 使用許可に係る期間は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駅前広場の使用許可をしない。

- (1) 第4条各号に掲げる行為があるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他不相当と認めるとき。

(使用料)

第11条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき、その他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 関係法令又はこの条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 第10条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) その他管理上不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により駅前広場の使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合に使用者が損害を受けることがあっても、これに対しその賠償の責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第15条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に駅前広場を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第16条 使用者が特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第17条 使用者は、使用を終了したとき(第14条第1項の規定により使用許可を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。)は、直ちに施設、設備等を原状に回復しなければならない。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、駅前広場の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 駅前広場の警備及び維持管理(大規模な改修に係るものを除く。)に関すること。
- (2) その他駅前広場の管理に関し市長が必要と認める業務

(自動車駐車場の利用)

第20条 自動車駐車場を利用することができる自動車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車とする。

2 自動車駐車場の駐車料は、別表第3のとおりとする。

(損害賠償等)

第21条 駅前広場の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(違反者に対する処置)

第22条 指定管理者は、第4条又は第20条の規定に違反した者に対し、違反行為の中止若しくは退去又は違反物件の撤去を求めるものとする。この場合において、指定管理者の求めに応じないときは、必要な処置を講ずるものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第11条に規定する使用料の額については、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、無料とする。

附 則

この条例は、平成31年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 略

別表第1（第11条関係）

天理駅前広場施設使用料

（単位 円）

区分			8：00 ～ 13：00	13：00 ～ 17：00	17：00 ～ 21：00	8：00 ～ 21：00	超過料金 1時間につき
第6条第1 項第1号に 掲げる行為 による使用 の場合	多目的 広場	平日	1,140	910	1,220	3,270	250
		日曜日、 土曜日及 び休日	1,370	1,100	1,460	3,930	300
第7条の規 定により占 用して使用 する場合	野外ス テージ	平日	3,800	3,050	4,070	10,920	840
		日曜日、 土曜日及 び休日	4,580	3,660	4,880	13,120	1,010
	多目的 広場 (東側)	平日	1,900	1,520	2,030	5,450	420
		日曜日、 土曜日及 び休日	2,290	1,830	2,440	6,560	500
	多目的 広場 (西側)	平日	1,900	1,520	2,030	5,450	420
		日曜日、 土曜日及 び休日	2,290	1,830	2,440	6,560	500
	多目的 広場 (全面)	平日	3,800	3,050	4,070	10,920	840
		日曜日、 土曜日及 び休日	4,580	3,660	4,880	13,120	1,010

備考

- 1 「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいい、「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。
- 2 1時間未満は、1時間とみなす。
- 3 「第7条の規定により占用して使用する場合」の多目的広場の使用料は、物品の販売を伴う場合に限るものとする。
- 4 野外ステージにおいて、入場料等を徴収する場合は、上記使用料の倍額とする。
- 5 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合

別表第2（第11条関係）

天理駅前広場設備使用料

（単位 円）

品名	使用料 4 時間まで	超過料金 1 時間につき
電子ピアノ 1 台	2,030	500
マイク・スピーカーセット一式	2,030	500
スポットライト 1 台	1,010	250
プロジェクター・スクリーンセット一式	2,030	500

備考 1 時間未満は、1 時間とみなす。

別表第3（第20条関係）

自動車駐車場の駐車料

（単位 円）

単位	駐車料
1 台につき90分まで	無料
1 台につき90分を超え、150分まで	400
1 台につき150分を超える 1 時間ごと	200